

窓先空地から道路等までの安全な避難経路を確保する計画とする。

(1) 屋外通路の構造

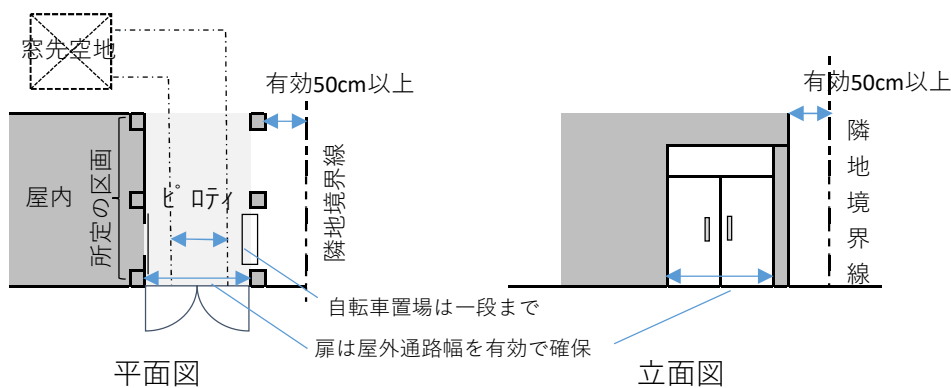
- ・ 上空青空の他、屋外に十分開放^{※1}され、かつ、避難上有効に区画^{※2}されたピロティ状の通路も可とする。

※1・ 隣地境界線からの離れを有効50cm以上とし、構造上やむを得ない柱等のみとし、できるかぎり開放させること。

- ・ 隣地側等の開放部に、自転車置場を設置する場合は、1段は可、2段は不可とする。

※2・ 耐火構造（耐火建築物以外の建築物にあっては準耐火構造）の床・壁と、特定防火設備（常閉）で屋内部分と区画されていること。

- ・ 通路の途中で門扉を設ける場合は、開口部の有効寸法が、規定の屋外通路幅（1.5m又は2m）以上で避難方向に開くこと。
- ・ 通路の床・壁の下地・仕上を不燃材料とすること。



(2) 高低差のある屋外通路

- ・ 土地の特殊性によりやむを得ず段差が生じる場合は、屋外通路を階段又は傾斜路とできる。

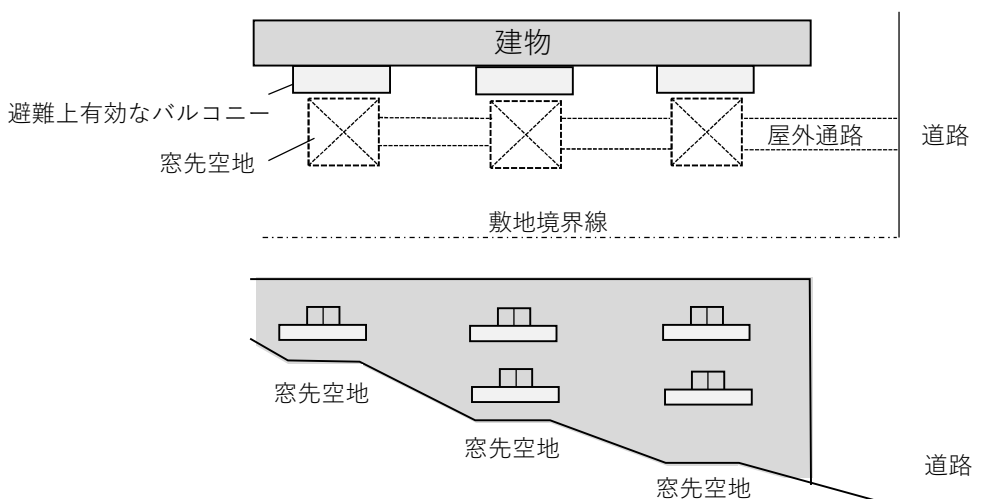
- ・ 階段の場合

蹴上げ $\leq 22\text{cm}$ 、踏面 $\geq 21\text{cm}$ （令23条1項(4)の規定を準用）

幅は屋外通路の幅を原則とする。

- ・ 傾斜路の場合

勾配 $\leq 1/8$ とし、表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げる。（令26条1項を準用）



作成2022.9.1